

通所リハビリテーション

令和6年度介護報酬改定事項

- ① 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化(自主点検表 第4 16)
- ② 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進(自主点検表 第7 23)
- ③ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(自主点検表 第7 4)
- ④ 高齢者虐待防止の推進(自主点検表 第7 3)
- ⑤ 身体的拘束等の適正化の推進(自主点検表 第4 15)
- ⑥ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し(自主点検表 第4 16)
- ⑦ 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価(予防のみ)(自主点検表 第8 5)
- ⑧ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化(自主点検表 第4 9)
- ⑨ 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化(予防のみ)(自主点検表 第8 12)
- ⑩ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化(自主点検表 第7 30)